

## 草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、道路に面するブロック塀等の撤去または改修を実施する者に対して、予算の範囲内で草津市ブロック塀等改修促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路および公共の用に供する通路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック等の組積造の塀および土留めをいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等のすべてまたはその一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離を軽量なフェンスまたは生垣を設置することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去または改修するもの。
- (2) 市税の納付および市の各種融資の償還に滞りのないこと。
- (3) 国、県または市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する者であること。

### (補助対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下、「補助対象工事」とい

う。)において撤去し、または改修するブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関および法人が所有するものは除く。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上のものであること。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さがすべて60センチメートル未満になること。
- (3) ブロック塀等が道路内または道路に残存し、または突出しないこと。
- (4) 改修後の軽量なフェンスにブロック塀等を併用する場合は、その高さは60センチメートル以下とし、かつ、その基礎の道路面からの高さは10センチメートル以下とすること。
- (5) 改修後の生垣にブロック塀等を利用し盛土を行う場合は、当該ブロック塀等の高さは60センチメートル以下とし、かつ、その基礎の道路面からの高さは10センチメートル以下とすること。
- (6) 改修により生垣を設置する場合は、延長1メートル当たり2本以上連続して植えること。

（補助対象工事の着手の時期等）

第5条 補助金対象工事は、第8条に規定する補助金の交付の決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。

2 補助金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

（補助対象経費および補助金の額）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う工事に要する経費とし、補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象工事の内容ごとに同表右欄により算出した額（複数の補助対象工事がある場合は、それぞれの補助対象工事の内容ごとに算出した額の合計額）とする。

（交付申請書）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市ブロック塀等改修促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2，500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したものの。）
  - (2) 撤去または改修するブロック塀等の配置図（撤去または改修するブロック塀等を赤色で明示し、距離を記載したもの。）
  - (3) 撤去または改修するブロック塀等の高さおよび仕様を示した概要図等
  - (4) 現況写真（撤去または改修するブロック塀等の状況がわかるもの）
  - (5) 施工業者が発行した見積書またはその写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定通知書）

第8条 市長は、前条に規定する申請を適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を、申請を不適当と認めるときは補助金の交付をしないことを決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の内容の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定めるところによる手続きを行わなければならない。

- (1) 工事に要する経費の額に変更を生じない場合 草津市ブロック塀等改修促進補助金内容変更申請書（別記様式第4号）に第7条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 工事に要する経費の額に変更を生じる場合 草津市ブロック塀等改修促進補助金交付変更申請書（別記様式第5号）に第7条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して市長に提出すること。

2 市長は、前項第1号の申請を適当と認めるときは当該申請の内容の承認を決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金内容変更承認通知書（別記様式第6号）によりその旨を、申請を不適当と認めるときは当該申請の内容の承認をしないことを決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金内容変更不承認通知書（別記様式第7号）によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の申請を適当と認めるときは補助金の交付変更を決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金交付変更決定通知書（別記様式第8号）によりその旨を、申請を不適当と認めるときは補助金の交付変更をしないことを決定し、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金内容変更不承認通知書によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止または廃止）

第10条 補助決定者は、補助対象工事の中止または廃止をしようとするときは、草津市ブロック塀等改修促進補助工事中止（廃止）届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第11条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、草津市ブロック塀等改修促進補助工事实績報告書（別記様式第10号）に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去し、または改修したブロック塀等の高さおよび仕様を示した概要図等
- (2) 着手前および完了後の全景写真（市長がやむを得ないと認めるときはつなぎ写真）
- (3) 施工業者が発行した請求書および領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、当該事業の完了の日から起算して30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（確定通知書）

第12条 市長は、前条に規定する報告を受理し、適当と認めるときは、速やかに草津市ブロック塀等改修促進補助金確定通知書（別記様式第11号）により補助決定者に補助金の額を通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に草津市ブロック塀等改修促進補助金交付請求書（別記様式第12号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までの規定は、なお効力を有する。

別表 (第6条関係)

補助対象工事の内容	補助金の算定方法
撤去のみの場合	3,000円/メートルまたは撤去費用の1/2に相当する額のどちらか低い額
軽量なフェンスに改修	4,600円/メートルまたは改修費用の1/2に相当する額のどちらか低い額
生垣に改修	3,500円/メートルまたは改修費用の1/2に相当する額のどちらか低い額

備考

- 1 長さに、1メートル未満の端数がある場合は、少数第2位以下を切り捨てる。
- 2 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 3 撤去費用および改修費用の額は、施工業者との契約による額とする。ただし、申請者自らが撤去や改修を行う場合は、処分費および材料費等の実費に相当する額とする。